



自転車社会の環境改善を目指して No.60

## 自転車通勤で会社は強くできるか!!

### ⑤「自転車活用推進法と自転車通勤」



文

特定非営利活動法人 自転車活用推進研究会 会員 松浦 是

自転車活用推進研究会 事務局：  
〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-3-1 自転車総合ビル 4 階  
TEL 090-5301-3207 FAX 03-6409-6803  
URL <http://www.cyclists.jp/>

本誌の2015年11月号より2016年2月号の4回にわたり、『自転車通勤で会社は強くできるか!!』と題して、

- ①自転車通勤推進の意義
- ②自転車通勤の推進と管理
- ③会社からの支援
- ④自転車の安全教育と安全対策

について連載させていただきました。

これらの内容と今年5月に施行された自転車活用推進法は非常に関連が深く、企業などが自転車通勤を推進する上での法的な後押しとなるものと考えられます。

そこで今回は、この自転車活用推進法の基本理念・責務と役割・基本方針と、企業などが取り組んでいく自転車通勤の推進との関連について考察してみました。

### 自転車活用推進法の基本理念と自転車通勤

自転車活用推進法は、自転車の活用の推進に向けて、国・地方公共団体・企業などの取り組みを定めた法律です。この法律の理解と企業などが自転車通勤を推進する上での関連について解説します。

この自転車活用推進法の基本理念は、自転車の活用を推進することにより、

- ①環境への負荷の低減
  - ②災害時における交通機能の維持
  - ③国民の健康増進
- などであり、国・地方公共団体・事業者

に対する責務と役割を定め、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

これらに対して、企業などにおける自転車通勤を推進する取り組みは、

- ①企業の社会的責任（環境保全などの社会貢献）
  - ②災害時のBCP（事業継続計画）対策
  - ③従業員などの健康増進や健康経営の実践
- などのように、自転車活用推進法の基本理念と同調した取り組みが行えるものです。その為、自転車通勤を推進する取り組みも非常に明解なものになっています。

これらの取り組みは、企業として『強い会社』を創るための要件になってくることも想像できるでしょう。

『強い会社』の要件は、製品やサービスなどの企画力、マーケティング力、開発力、生産力、営業力、マネジメント力などが持続・向上できる企業風土が根付いていることが重要です。この企業風土を根付かせるために社員の心身の健康管理や健康づくりは、健康経営の基礎となる取り組みであり、大きなウェイトを占めているといえます。

自転車通勤の推進は、この健康経営を実践するために非常に有効な手段となり得るものです。企業などにおいては、出来るだけ多くの従業員が自転車通勤のやりやすい環境を整えることが重要であり、

積極的な取り組みを期待するものです。

2015年より経済産業省は東京証券取引所と共同で従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる企業を「健康経営銘柄」として表彰する制度を始めています。東京証券取引所に上場している企業の中から優れた健康経営の取り組みを行っている企業を業種ごとに一社を選定し、これを公表することで企業の健康経営の取り組みが株式市場等において、適切に評価される仕組みづくりが行われています。

### 自転車通勤を推進するための管理

通勤途中で起こり得る交通事故による通勤災害や自転車通勤者が加害者になることなどを考えると、自転車通勤を積極的に推進することは躊躇することかもしれません。しかし、最近の健康志向や環境志向などの高まりに加え、2011年3月に発生しました東日本大震災によって、首都圏において多くの人が帰宅困難な状況に陥ったことなどがきっかけとなり、通勤に自転車を利用することが見直されています。

更に今回施行された自転車活用推進法が後押しとなり、企業などにおいても自転車通勤を推進し易い環境が整いつつあります。

そこで企業などが自転車通勤を推進していくためには、下記のような自転車通勤の管理を行うことにより、交通事故による通勤災害や自転車通勤者が加害者になるなどのマイナス面の発生を抑制する効果が期待できます。

- ①自転車通勤規程の整備
- ②自転車通勤の届出と許可ルールの策定
- ③自転車通勤安全管理者の設置及び交通安全教育の実施
- ④自転車の安全点検の実施
- ⑤自転車保険への加入義務化およびヘルメットの着用義務化
- ⑥自転車通勤者への会社からの支援（駐輪場の確保、通勤交通費や健康増進手当などの支給、更衣室やシャワールームの設置など）
- ⑦通勤事故に対する責任の明確化
- ⑧従業員の健康増進効果の検証（健康診断結果の推移の確認）

自転車通勤規程（2015年12月号の自転車通勤規程の例を参照）の整備は、②～⑦の各項目について、この規程の中に明記することが重要です。⑧は、自転車通勤による健康増進効果を可視化することによって、自転車通勤を更に発展させていくことを目的とした取り組みです。

自転車通勤規程の整備は、事故が発生した際の企業としてのリスク回避の為にを行うものではありません。自転車活用推進法の基本理念を具現化し、自転車通勤を推進することに重点を置いた規程を策定することが大変重要です。

### 自転車活用推進法と 自転車通勤の推進との関連

下の表は自転車活用推進法の基本理念・責務と役割・基本方針と、自転車通

勤を推進する取り組みとを対比したものです。

自転車活用推進法と自転車通勤の推進が非常に関係深いものであることがお分かりいただけると思います。

### 自転車通勤の推進が 企業価値を高める

最後になりますが、多くの企業が自社のホームページなどで、CSR（企業の社会的責任）や環境に配慮した取り組みを公表しています。

これらに加えて、自転車活用推進法に同調し、企業として自転車通勤を推進していく取り組みを公表することは、環境保全やBCP対策に加えて健康経営を実践している企業であることの表明ともなり、企業価値を高めることにつながるものと大いに期待するものです。 **PP**

	自転車活用推進法	自転車通勤の推進
基本理念	環境の保全 災害時の交通機能の維持 国民の健康増進	企業の社会貢献 BCP対策 従業員等の健康増進
責務と役割	国：基本理念の策定と実施、国民の理解を深める 地方公共団体：施策の策定と実施、住民の理解を深める 事業者：自転車と公共交通機関との連携の促進 国民：自転車の活用の促進に関する施策に協力 関係者の連携及び協力：上記の連携及び協力	自転車通勤や自転車の業務利用の推進
基本方針	1. 自転車走行環境の整備 2. パーキングメーターの削減と駐車場の整備 3. レンタサイクル、シェアサイクルの施設の整備 4. 自転車競技のための施設の整備 5. 良質な自転車の供給体制の整備 6. 自転車の安全な利用に寄与する人材育成 7. 情報通信技術等を活用した自転車の適正管理 8. 自転車の利用者に対する交通安全教育及び啓発 9. 自転車の活用による国民の健康の保持増進 10. 学校教育等における自転車の活用による青少年の体力の向上 11. 自転車と公共交通機関との連携の促進 12. 災害時における自転車の有効活用に関する体制の整備 13. 自転車を活用した国際交流の促進 14. 自転車観光の促進及び地域の活性化 15. その他自転車の活用に関する有用な施策	自転車通勤の走行環境の改善  安全な自転車の利用の促進 自転車通勤安全管理者の設置  自転車通勤者への安全教育の実施 従業員等の健康増進  自転車通勤の駐輪場の確保 自転車の活用を位置付けたBCPの策定  更衣室やシャワールームなどの設置、通勤交通費や健康増進手当などの支給